令和４年度版

耐震改修住宅等に対する
固定資産税の減額措置について

次の家屋について、一定の耐震改修工事を行った場合、工事完了後３ヶ月以内に市に申告すると、翌年度(工事完了日の翌年の４月から始まる年度分)の固定資産税が減額されます。

減額される家屋の要件

昭和５７年１月１日以前から所在し、令和６年３月３１日までに一定の耐震改修工事を行った住宅。

※ 耐震基準を満たす附属家（母屋と一体的に利用される物置、車庫等）がある場合は、それも住宅の一部とみなして、減額の対象に含めます。

※ 併用住宅の場合は、居住部分の割合が全体の床面積の２分の１以上のものが対象となります。

減額対象工事

建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和５６年６月１日施行）に適合するよう行われた工事で、工事費用が５０万円を超えるもの。

減額される固定資産税の割合

原則、２分の１。
長期優良住宅の認定を受けた場合は、３分の２。

※ どちらの場合も１戸当たり１２０㎡相当分が上限となります。

申告方法

改修後３ヶ月以内に、次の書類をまとめて、下記担当窓口に提出してください。

- ○ 耐震改修住宅等に対する固定資産税の減額申告書※1
- ○ 増改築等工事証明書、または地方公共団体の長が発行する住宅耐震改修証明書※2
- ○ 工事費明細書（工事の内容及び費用の確認ができるもの）の写し、領収書（工事費を支払ったことが確認できるもの）の写し※3
- ○ 長期優良住宅の認定を受けたことを証する書類（認定通知書）の写し（※認定長期優良住宅に該当する場合）

※1 様式は市役所ホームページに掲載しています。また、下記担当窓口でもお渡し可能です。

※2 前者については、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれに、後者については、新潟市役所建築部建築行政課にそれぞれご相談ください。

※3 住宅耐震改修証明書を添付する場合、これらの書類は不要です。

お問い合わせ先（担当窓口）

資産税課(ふるまち庁舎３階)　☎025-226-2273（東・中央・西区に所在の家屋）
または ☎025-226-2280（　〃　）
資産税第１分室（横越出張所２階）　☎025-382-4048（北・江南・秋葉区に所在の家屋）
資産税第２分室（潟東出張所１階）　☎0256-72-8231（南・西蒲区に所在の家屋）